

# 館林市市有地活用移住定住支援金

## 東京圏からの移住者限定!

市有地を購入し、マイホームを建築してくれた方に  
支援金を支給します。

※写真はイメージで、実際の区画とは異なります。



支援金  
上限  
**50万円**

さらに

市内業者による施工なら  
**+10万円**

土地所在地	地目	地積 (㎡)	用途地域	売却価格
	現況			
館林市東美園町29番11	宅地	232.76	第一種中高層住居専用	<b>675万円</b>

必要な申請書類及び申請手順は裏面をご確認ください。

# 支援金申請対象者

次の①～⑥すべてに該当する方が対象となります。

## ① 次のいずれかに該当する方

(1) 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に移住直前に5年以上在住し、本市に転入した日から3年経過していないかた ※条件不利地域（下記参照）を除く

(2) 館林市本社機能誘致移住奨励金の支給を受けたかた

※現在東京圏にお住まいで、本市に移住を考えている方も条件により補助対象になります。

② 本市から市有地を購入し、土地の登記名義人となったかた

③ 市有地を購入後、1年を経過するまでに住宅を建築し、所有権保存登記をしているかた

④ 購入した土地に定住し、購入した土地以外に市内に住宅が建築可能な土地を所有していないかた

⑤ 支給対象者及びその構成員が館林市暴力団排除条例に該当せず、市税の滞納が無いかた

### 東京圏の条件不利地域

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

## 申込方法

Webによる申し込み及び郵送にて受付をしています。

申請に必要な書類等は以下のアドレスからご確認ください。

受付期間：随時受付中

※なお、申込多数の場合は、抽選により購入者を決定させていただきます。

パソコン

[https://s-kantan.jp/city-tatebayashi-gunma-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2595](https://s-kantan.jp/city-tatebayashi-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2595)

スマートフォン



## 支援金申請書類（マイホーム建築後提出書類）

### 申請書類

① 館林市市有地活用移住定住支援金支給申請書（様式第1号）

② 住民票の除票の写し（転入した日から過去5年間の住所が確認できるもの）又は、戸籍附票

③ 土地及び住宅の登記事項証明書（発行日から1か月以内のもの）

④ 住宅の平面図

⑤ 誓約書（様式第2号）

⑥ 館林市本社機能誘致移住奨励金支給決定通知書の写し（該当者のみ）

⑦ 住宅工事の請負契約書の写し（市内業者と契約し、加算金を受取る場合のみ）



問い合わせ

館林市 政策企画部 企画課 政策推進係

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号（館林市役所庁舎3階）

電話番号：0276-47-5102 / E-mail：kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp